

大分市環境保全活動団体登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内を中心にさまざまな環境保全活動（地球温暖化対策、自然保護・自然観察、環境教育、環境美化、リサイクル等）を行っている団体等を「大分市環境保全活動団体」（以下「環境団体」という。）として登録し、各環境団体の設立目的や活動内容等を取りまとめ、大分市ホームページ等（以下「大分市HP等」という。）で広く市民にお知らせすることにより、各環境団体の活動を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 環境団体の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 本目的に賛同すること。
- (2) 市内を中心に環境保全活動を行っていること。
- (3) 環境保全活動を行うことが主たる目的であること。
- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした活動を行わないこと。

(登録申込)

第3条 環境団体の登録を受けようとする団体は、大分市環境保全活動団体登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、直接または郵送、FAX、メールで市長へ提出するものとする。

(登録事項の変更届)

第4条 環境団体は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに、大分市環境保全活動団体登録変更届出書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

(廃止届)

第5条 環境団体は解散し、またはその活動を中止しようとするときは、速やかに、大分市環境保全活動団体登録廃止届出書（様式第3号）に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、環境団体が次の各号のいずれかに該当するときは、環境団体の登録を取消すことができる。

- (1) 登録要件に違反したとき。
- (2) 環境団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) その他、環境団体として適当でなくなったと市長が認めるとき。

(報告)

第7条 環境団体は、前年度の活動実績を毎年5月末日までに、市長へ報告するよう努めるものとする。

(大分市HP等への掲載)

第8条 環境団体は、大分市HP等に団体情報等を掲載するものとする。

(協力)

第9条 環境団体は、大分市や他の環境団体が開催する環境イベント等に積極的に参加するものとする。

(庶務)

第10条 大分市環境保全活動団体登録制度に関する庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。